

1. 件名「福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（4号炉の高経年化技術評価等）に関する事業者ヒアリング^⑫」

2. 日時：平成29年3月30日 15時00分～17時45分

3. 場所：原子力規制庁 8階会議卓

4. 出席者

原子力規制庁

安全規制管理官（PWR担当）付

中野審査官、立元審査官

安全技術管理官（地震・津波担当）付

野村調査官、日高調査官、鈴木技術参与、渋谷技術参与、土居技術参与
東京電力ホールディングス（株） 原子力設備管理部 副長 他7名

5. 要旨

（1）東京電力ホールディングスから、福島第二原子力発電所4号炉の高経年化技術評価等に係る福島第二原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請のうち、高経年化技術評価（耐震安全性評価）に関する説明がなされた。これに対し、原子力規制庁は以下の点について指摘し、引き続き内容を確認することとした。

○耐震安全性評価に関して、

- ・安定停止の維持状態で動的機能維持が必要となる機器とその理由、並びに個別機器ごとの動的機能維持評価の記載方針（耐震安全上考慮する必要のある経年劣化事象がある場合とない場合の評価部位等）
- ・表3.14-10の中央制御室サージタンク及びコントロール建屋電気品室サージタンクの機器付基礎ボルトの腐食に対する評価の具体的内容（評価仕様、解析モデル、入力（荷重）条件、評価結果を含む）

を提示すること。

（2）東京電力ホールディングスより、本日の指摘等について、了解した旨、回答があった。

6. その他

東京電力ホールディングス資料：

- ・東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所4号炉高経年化技術評価質問事項への回答